

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱

令和3年3月29日 観観資第219号

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、地域によって異なる四季折々の自然、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するために必要な建物の改修、設備の購入等を実施する「新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業」に要する経費に対して、民間事業者等が当該経費の一部を助成する事業に要する経費を補助することで、アドベンチャーツーリズムの充実を図り、もって安全・安心な目的地として世界の旅行者に来訪・滞在を促し、地方部を含めた全国各地における消費機会の拡大に繋げることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）」とは、前条の目的を達成するため、アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業の実施に要する経費に対し、当該経費の一部を助成する事業に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。

二 「補助対象事業」とは、地域によって異なる四季折々の自然、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業の実施に要する経費に対し、当該経費の一部を助成する事業をいう。

三 「補助対象事業者」とは、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

四 「間接補助金」とは、補助対象事業者が大臣から交付を受けた補助金を財源として、当該補助金の対象となるアドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業を行う者に交付する補助金をいう。

五 「間接補助対象事業」とは、地域によって異なる四季折々の自然、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業をいう。

六 「間接補助対象事業者」とは、間接補助金の交付を受けて間接補助対象事業を実施する者をいう。

(交付の対象等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業者、補助対象事業の区分、補助対象経費、補助率等及び金額の額の確定方法は、別表1及び別表2に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象事業の実施に当たっては、補助対象事業者は単独又は共同で様式第1「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付申請書」（以下「交付申請書」という。）及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）の消費税額の取り扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して様式第1による申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第3による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付決定変更申請書」（以下「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の配分について変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 前項の大臣が定める軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、別表に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

四 補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の10%以内の変更である場合

- 3 第1項の大臣が定める軽微な変更をしたときは、様式5による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第7による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付申請取下届出書」を大臣に提出しなければならない。

（補助対象事業者等の変更届出）

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業者の住所又は名称並びに代表者の氏名に変更があったときは、様式第8による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期（第4四半期は除く。）が終了する月の翌月末日までに様式第10による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業遂行状況報告書」（以下「遂行状況報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前二項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11-1による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業完了実績報告書」（以下「完了実績報告書」という。）に必要に応

じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第11-2による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業年度終了実績報告書」に必要に応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第14条 大臣は、前条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）の額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### （交付決定の取消及び補助金の返還命令）

第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の支払）

第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13による「観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助対象事業者は、補助事業の完了(大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。)後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときは、様式第14による「観光振興事業費補助金(新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業)の消費税額の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等のうち、第20条第1項に規定するものについて、様式第15による「取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

- 第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

- 第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「観光振興事業費補助金(新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業)補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第17による「観光振興事業費補助金(新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業)補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する経理等)

- 第21条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿、証拠書類及び補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(契約等)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約とする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 3 補助対象事業者は、前二項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適切な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方をすることができる。
- 5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前五項までの規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は必要な措置を講じるものとする。

(間接補助金の交付の際付すべき条件)

第23条 補助対象事業者は、第4条に規定する補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助対象事業者に交付しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、間接補助金を間接補助対象事業者に交付する際、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 補助対象事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第6条から第9条まで、第11条から第17条まで、第21条、第22条第3項から第6項までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 4 補助対象事業者は、前項の規定のほか、間接補助対象事業者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、補助対象事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和3年4月1日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。

補助対象事業			
補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助対象経費	補助率等
次のイからハに掲げる要件の全てに適合している民間事業者等  イ 補助対象事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること  ロ 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること  ハ 補助対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための補助事業費	アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	定額（間接補助対象事業者への補助については、別表2のとおり）
	アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務経費	人件費、旅費、会議費、謝金、外注費、補助人件費、その他諸経費（通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの）	定額
金額の額の確定	補助対象事業に係る補助金の額は、次の各号に掲げる経費を合算した額の合計額以内の額とする。 一 アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための補助事業費 二 アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務経費  第二号に掲げる評価・事務経費は、1,500万円を上限とする。ただし、この額によることが著しく不適當である場合には、この額によらないことができる。		

アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための間接補助経費		
間接補助対象事業者	間接補助対象経費	補助率等
地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、地域協議会等	<p>アドベンチャーツーリズムを充実させ観光客の満足度向上に資することを目的として、長期滞在型ツアーやコンテンツ造成等に必要物件の改修や設備・備品の購入等に関する経費としてイからハに定めるもの</p> <p>イ 老朽施設・遊休施設等の改修事業 観光コンテンツの造成等に必要となる当該施設の改修に要する経費</p> <p>ロ 各種体験コンテンツに必要な設備・備品等の購入等事業 アクティビティ体験に必要な衣服・ライフジャケット等の装具及び自転車・ラフティングポート等の器具、並びに自然環境下における体験に必要な望遠鏡等の器具及びグランピング等の備品の購入・改修等に要する経費</p> <p>ハ その他 イ及びロ以外の事業で、アドベンチャーツーリズムの充実に資する観光コンテンツの造成に必要な事業</p>	個別事業毎に補助率 1/2 (上限 500 万円)

注 1：補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。

注 2：補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、補助対象事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。



第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者名

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付申請書

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）について、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業の目的及び内容
2. 補助対象事業の開始及び完了予定日
3. 交付申請額 千円
4. 交付申請額の事業経費の配分（別紙1）
5. 補助対象経費支出予定額算出明細書（別紙2）

（添付資料）

- （1）事業実施体制を明らかにした書類
- （2）その他参考となる資料

別記様式第 1 (別紙 1)

補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：千円)

経費区分		補助対象事業に要する経費	補助率	補助金申請額
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための補助事業費			定額	
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務事業費			定額	
合計	交付申請額合計			

## 別記様式第 1 (別紙 2)

## 対象経費出予定額算出明細書

区分		費用の額	積算内訳・内容
間接補助金			
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
人件費			
諸謝金			
旅費			
借料費			
外注費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
光熱水費			
その他(諸経費)			
合計			

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者名

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）の消費税額の取り扱いについて

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）について、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第5条第2項の規定に基づき、補助対象事業の消費税額の取扱いについて下記のとおり申請します。

記

1. 補助金申請額

円

2. 消費税に係る仕入控除税額相当額（補助金ベース）

円

3. 補助金申請額相当額（1. - 2.）

円

4. 事業者種別（消費税の取扱いについて該当する箇所に○をつけて下さい。）

- ・（課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）に該当します。

補助対象期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
基準期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
課税期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
消費税確定申告書期限	令和	年	月	日					

第 号  
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）については、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け による交付申請書のとおりとする。
2. 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	千円
補助金の交付決定額	千円
3. 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
4. 補助金の確定額は、補助対象事業に要した経費に補助率を乗じて得た額をもって行うものとする。
5. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱に定めるところに従わなければならない。
6. 補助金の交付の条件は別紙のとおりとする。

補助金の交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業目的及び補助金の交付決定額に変更が生じない範囲で次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
  - ア 科目間の経費の流用で、流用先の経費の1割以内の変更となるもの
  - イ 人件費又は旅費から庁費（食糧費を除く。）への流用
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、大臣の承認を経て、これと同種の他の補助事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助事業に係る国の補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。
- (5) 補助対象事業における消費税及び地方消費税仕入控除税額については、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱に定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費及び補助金希望額（別紙1）
4. 補助対象経費支出予定額算出明細書（別紙2）
5. その他参考となる書類

別記様式第4（別紙1）

補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（変更後）

（単位：千円）

経費区分		補助対象事業に要する経費	補助率	補助金申請額 ※
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための補助事業費			定額	
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務事業費			定額	
合計	交付申請額合計			

※：変更申請書の場合は、前回申請額を上段に（ ）書で記載すること。



## 別記様式第4（別紙2）

## 対象経費出予定額算出明細書（変更後）

区分		費用の額	積算内訳・内容
間接補助金			
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
人件費			
諸謝金			
旅費			
借料費			
外注費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
光熱水費			
その他（諸経費）			
合計			

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付決定軽微変更届出書

令和 年 月 日付け第 号で決定通知のありました標記補助金に係る補助金対象事業の内容を下記のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第7条第3項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更事項

2. 変更を必要とする理由

3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）

4. 変更した日

令和 年 月 日

様式第6（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第8条第1項の規定に基づき、通知します。

別記様式第6（別紙1）

補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（変更後）

（単位：千円）

経費区分		補助対象事業に要する経費	補助率	補助金申請額
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための補助事業費			定額	
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務事業費			定額	
合計	交付申請額合計			

## 別記様式第6（別紙2）

## 対象経費出予定額算出明細書（変更後）

区分		費用の額	積算内訳・内容
間接補助金			
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
人件費			
諸謝金			
旅費			
借料費			
外注費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
光熱水費			
その他（諸経費）			
合計			

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助  
対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘  
致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第21  
9号）第9条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）補助対象事業者の変更届出書

標記について、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地  
域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第10条の規定に基づき、  
下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

（注：下線部が変更部分）

2. 変更した年月日

令和 年 月 日

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）補助対象事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助金に係  
る補助対象事業について、下記の理由につき、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致の  
ためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）  
第11条の規定に基づき、中止（廃止）したいので申請します。

記

1. 補助対象事業の名称
2. 中止（又は廃止）を必要とする具体的な理由
3. 中止（又は廃止）に係る事業の内容及び金額

交付決定額	千円
廃止申請額	千円
差引額	千円

4. 中止の期間又は廃止の予定期日  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日



第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）補助対象事業遂行状況報告書  
（第 四半期）

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第12条第1項の規定により、第 四半期分を下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業の区分別遂行状況（別紙1）

（添付書類）

- （1）事業区分ごとの実施状況の参考となる書類（実施内容、進捗率等）
- （2）事業区分ごとの支払経費の明細書
- （3）今後の四半期ごとの実施計画・スケジュール表
- （4）間接補助対象事業毎の実施状況及び明細

## 補助対象事業遂行状況表

(単位：千円)

経費区分	補助対象経費（支出予定額）	交付決定額	支出済み額	差引（〇〇%）	事業の実施状況	備考
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等のための補助事業費						

経費区分	補助対象経費（支出予定額）	交付決定額	支出済み額	差引（〇〇%）	事業の実施状況	備考
アドベンチャーツーリズムの推進のために必要な建物の改修、設備の購入等に係る事業に関する評価・事務事業費						

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助金補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助金交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者名
2. 補助対象事業名
3. 補助金の完了年月日  
令和 年 月 日
4. 補助対象事業完了実績表（別紙1）
5. 補助対象経費支出実績明細書（別紙2）
6. 別紙関係書類
  - （1）補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
  - （2）補助対象経費の実績表の収支明細
  - （3）補助対象経費の支払いを証明する書類
  - （4）間接補助対象事業ごとの実績
  - （5）（4）の収支明細
  - （6）その他参考となる書類

補助対象事業完了実績表

(単位：千円)

経費区分	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額① ( $E = C \times$ 補助率)	計上額 ② ( $F =$ ( $C - D$ ) $\times$ 補助率)	補助金 額 (B、 E、Fのい ずれか少 ない額)
アドベンチャー ツーリズムの推 進のために必要 な建物の改修、 設備の購入等 のための補助事業 費							

経費区分	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額① ( $E = C \times$ 補助率)	計上額 ② ( $F =$ ( $C - D$ ) $\times$ 補助率)	補助金 額 (B、 E、Fのい ずれか少 ない額)
アドベンチャー ツーリズムの推 進のために必要 な建物の改修、 設備の購入等に 係る事業に関す る評価・事務事 業費							

## 補助対象経費支出実績明細書

区分		費用の額	費用の内訳・内容
間接補助金			
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
人件費			
諸謝金			
旅費			
借料費			
外注費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
光熱水費			
その他(諸経費)			
合計			

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の年度終了実績について、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者名
2. 補助対象事業名
3. 補助金の完了年月日  
令和 年 月 日
4. 補助対象事業年度終了実績表（別紙1）
5. 補助対象経費支出実績明細書（別紙2）
6. 別紙関係書類
  - （1）補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
  - （2）補助対象経費の実績表の収支明細
  - （3）補助対象経費の支払いを証明する書類
  - （4）間接補助対象事業ごとの実績
  - （5）（4）の収支明細
  - （6）その他参考となる書類

別記様式第 1 1 - 2 (別紙 1)

補助対象事業年度終了実績表

(単位：千円)

経費区分	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額① ( $E = C \times \text{補助率}$ )	計上額② ( $F = (C - D) \times \text{補助率}$ )	補助金額 (B、E、Fのいずれか少ない額)
アドベンチャー ツーリズムの推 進のために必要 な建物の改修、 設備の購入等 のための補助事業 費							

経費区分	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	収入 (D)	計上額① ( $E = C \times \text{補助率}$ )	計上額② ( $F = (C - D) \times \text{補助率}$ )	補助金額 (B、E、Fのいずれか少ない額)
アドベンチャー ツーリズムの推 進のために必要 な建物の改修、 設備の購入等に 係る事業に関する 評価・事務事業 費							

## 補助対象経費支出実績明細書

区分		費用の額	費用の内訳・内容
間接補助金			
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
人件費			
諸謝金			
旅費			
借料費			
外注費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
光熱水費			
その他(諸経費)			
合計			



第 号  
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった令和3年度観光振興事業費補助  
金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）については、観  
光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）  
交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第14条の規定により、下記のとおり確定したの  
で、通知します。

記

- （1）補助対象事業者
- （2）補助対象事業名
- （3）補助対象経費及び補助金の額

補助金の額	円
-------	---

第  
令和 年 月 日 号

官署支出官 国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）支払請求書令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金に  
ついて、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨  
き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第16条第2項の規定に基づき、下  
記のとおり補助金の支払いを請求します。

## 記

1. 補助金額	金 円					
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ					
	住所	(〒 - )				
	フリガナ					
	氏名					
3. 振込先金融 機関及び支店 名	銀 行 信用金庫 その他 (その他: )					支店
4. 預金種別	普通預金			当座預金		
5. 口座番号						

- (1) 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。  
 (2) 上記3. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。  
 なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。  
 (3) 上記4. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。  
 (4) 上記5. の口座番号は、右詰めで記入すること。

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）の消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の消費税について、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（国土交通大臣が確定通知書（交付要綱第14条）により通知した額）

円

2. 補助金の確定時における消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3. - 2.）

円

5. 事業者種別

消費税の取扱について該当する箇所に○をつけ、補助対象事業年度における対象期間を記載して下さい。

課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
簡易課税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
免税事業者	対象期間：令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）

## 取得財産管理台帳（令和3年度）

取得者の氏名・ 名称	財産名	規格	数量	単価 (単位：円)	金額 (単位：円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

注1：対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第20条第1項に規定する処分制限以上の財産とする。

注2：取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第  
令和 年 月 日  
号

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

## 令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）補助対象事業財産処分等承認申請書

観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）により令和3年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第20条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

1. 補助対象事業の名称
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供をしようとする財産等）

財産等の種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代 表 者

令和3年度観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）補助対象事業財産処分等収入金報告書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産処分について、収入金がありましたので、観光振興事業費補助金（新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源  
磨き上げ事業）交付要綱（令和3年3月29日付け観観資第219号）第20条第2項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業者の名称
2. 補助対象事業の名称
3. 補助金の確定通知額及びその年月日
4. 補助対象経費の合計額
5. 既に収入金又は収益金として返還した金額及びその年月日
6. 収入金の合計額  
円  
(内訳)
7. 納付すべき金額及びその年月日
8. 納付すべき金額の算出基礎